

令和2年9月15日

令和元年度（第73期）

司法修習生 各位
〔実務修習地 東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山を除く。〕

司法研修所事務局総務課長 中村 浩毅

考試期間中の寮における新型コロナウイルス感染防止策について（お知らせ）

考試期間中における寮の入退寮については7月16日付けの文書でお知らせしましたが、入寮に関する新型コロナウイルス感染防止対策は別紙のとおりですので、あらかじめお知らせします。寮利用時には、各自が感染防止対策の趣旨を理解して対策の励行を徹底してください。

感染防止策の実施に伴い、不要不急の外出の自粛等を始めとして入寮中の行動には一定の制約が生じることになりますが、新型コロナウイルスへの感染を防止し、ひいては、考試が延期や中止に至ることなく滞りなく実施できるようするための対策ですので、御理解と御協力をお願いします。

また、外出の自粛を支援するため、入寮から退寮までの期間は、考試日の昼食を除き、食堂に一日三食の営業を行ってもらうこととなりました。外出自粛の趣旨に理解を得て営業いただけことになったものですので、食堂を積極的に利用して、入寮期間中は外出の機会を極力減らすようにしてください。

(別紙)

令和2年度考試時の司法研修所寮における感染防止対策について

考試時の司法研修所寮における新型コロナウイルス感染防止対策は、以下のとおりです。

寮の利用に当たっては一定の制約が生じますが、全て感染を防止するためのものです。期間中に感染者を発生させずに考試を滞りなく実施できるかは、皆さん自身の意識と行動が重要となりますので、自覚ある対応をお願いします。

1 全般

感染防止対策の基本的なポイントは、次のとおりです。

(1) マスクの着用といわゆる「3密」の防止

マスクを着用し、人と人との距離を確保して、①密閉空間（換気が悪い閉鎖された空間）、②密集場所（多くの人が密集している状態）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発声が行われる状況）の「3密」を回避して、飛沫感染を防ぎましょう。

(2) 手洗い（手指消毒）・うがいの徹底

ウイルスはどこに付着しているか分かりません。知らないうちに手指に付き、口や鼻を触って粘膜から感染するかもしれません。手を洗い、流水ですすぐことでウイルスは減らせます。また、手洗いができない際には、手指用のアルコール消毒剤を利用することが推奨されています。手洗い又は手指消毒を励行して、接触感染を防ぎましょう。

(3) 不要不急の外出の自粛

人と接触する機会を減らすことにより感染を防止できます。不要不急の外出は自粛し、できる限り感染リスクを減らしましょう。

2 遵守事項

具体的に遵守すべき事項は、次のとおりです。

(1) 健康管理

毎朝検温して体調の変化に注意し、健康管理に努めてください（体温計は各自で持参してください。）。体調が良くないときは、速やかに総務課寮務係へ連絡してください。

(2) 手指の消毒等

寮内にウイルスを持ち込まないことが特に重要です。

1階ロビー、各階のエレベーター前及びランドリー室前にアルコール消毒剤を設置しますので、手指の消毒をこまめに行ってください。

特に外部から寮に入った際には、1階ロビーで消毒した後、まっすぐ居室に戻り、直ちに手洗いとうがいを行ってください（ハンドソープやコップは各自で持参してください。）。

(3) 飛沫感染の防止

ア 寮内では、自室にいるとき以外は、必ずマスクを着用してください。

イ 飛沫感染を防止するため、ロビー、廊下、階段、共用トイレ、給湯室、ランドリー室等の共用部分では、他の司法修習生との距離を1メートル以上確保するとともに、会話や発声は控えてください。

ウ 3密状態の発生を避けるため、割り当てられた居室以外の居室への入室は禁止します。また、談話室及びミーティングルームも使用禁止とします。

なお、居室内での飲酒は禁止しませんが、居室内やロビー等に複数で集まって飲酒することは禁止します。

(4) ランドリー室の使用

ア 洗濯をする際は、居室が割り当てられたフロアにあるランドリー室を使用してください。利用時間は午前7時から午後11時までです。使用後は、洗濯物を速やかに回収してください。

イ 他の利用者がいるために洗濯機等に空きがない場合は、3密状態を避けるため、ランドリー室内での待機はせずに、時間を空けてから空き状況を再度確認して使用してください。ただし、ごく短時間の待ち時間で済む場合は、ランドリー室前の廊下において、待機位置の表示に従って待機してください。

ウ 多数の利用者が見込まれる土、日及び祝日は、3密状態の発生を避けるため、居室番号により利用時間を割り当てますので、割り当てられた時間帯を守って使用してください。割当ての詳細は入寮時にお知らせします。

(5) エレベーターの使用制限

ア エレベーターは、狭い空間であり、3密状態が発生しやすい環境であると言えます。そのため、エレベーターの使用を減らして感染を防止するため、4階以下のフロアに入居した入寮者については、エレベーターの使用を禁止します。

なお、身体に障害があるなどの理由によりエレベーターの使用が必要な者は、あらかじめ寮務係まで申し出てください。

イ 5階以上のフロアに入居した入寮者も、飛沫感染及び接触感染防止のため、エレベーターの使用は極力控え、できる限り階段を利用して移動してください。

ウ やむを得ずエレベーターを使用する場合は、一度に利用できる人数は4名までとし、エレベーター内の床に設けた立ち位置を示す表示に従って間隔をとってソーシャルディスタンスを確保するよう注意してください。

(6) 居室の換気

入寮者が居室の換気を行う際には、居室の窓を開けて行ってください。

(7) 分散入退寮

公共交通機関における混雑による3密状態の発生を回避するため、今回、分散入退寮を実施することとしました。入寮及び退寮の手続は、配属庁又は入寮するフロアごとに指定された日付及び時間帯を厳守して行ってください。

なお、電車やバスを利用する際には、マスクを着用し、会話や発声を控える
ようお願いします。